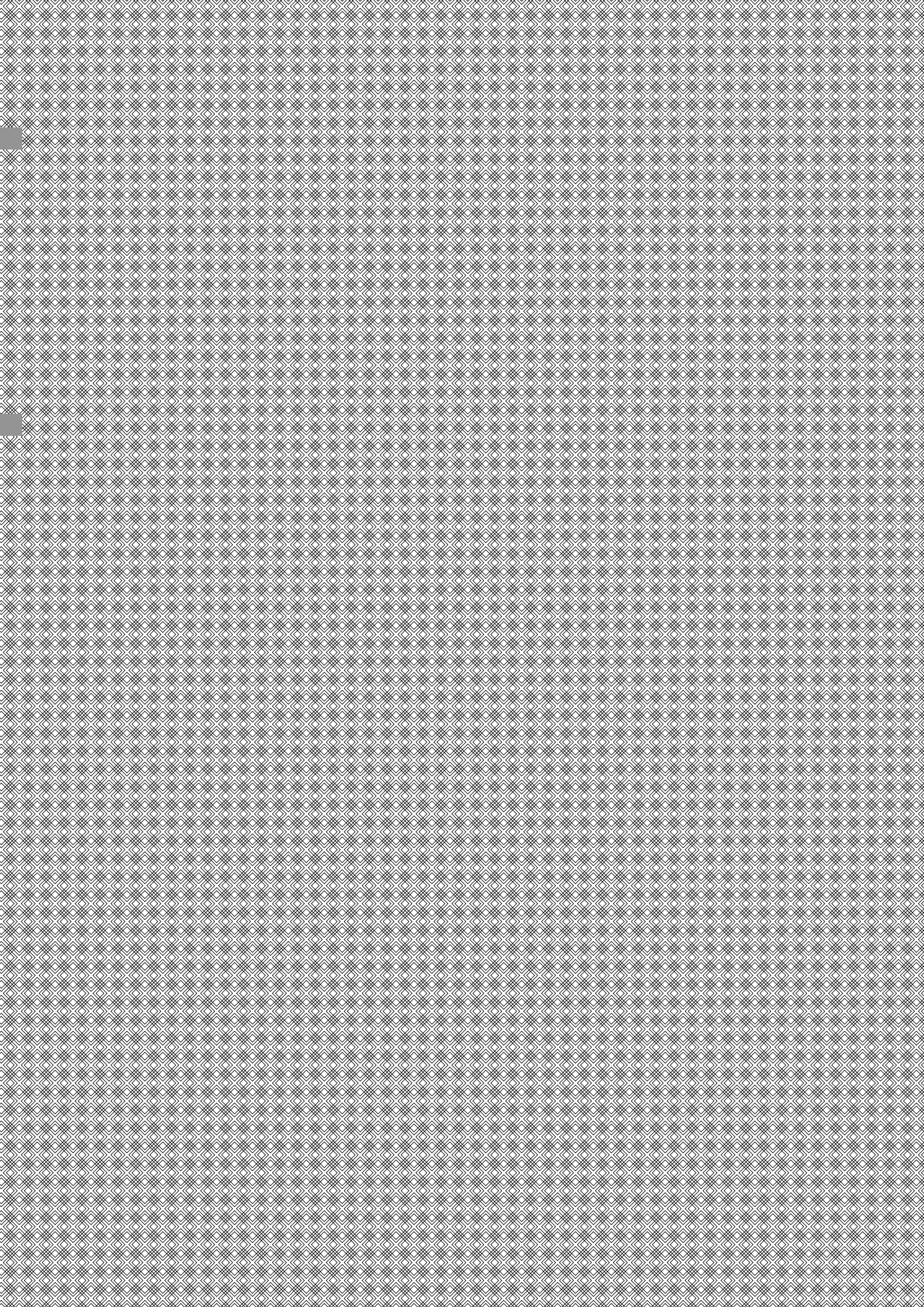


Z—75—D

法人税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和7年4月4日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「D1～D8」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



問 1 (10 点)

卸売業を営む A 社(年 1 回 3 月末決算法人)は、取引先である小売業者との間に、製品 X を 1 個当たり 100 円で販売するが、通年(4 月～翌年 3 月)で 10,000 個以上仕入れた小売業者には、その年に仕入れた製品 X の 1 個当たりの価格を 90 円に遡及的に値引きする契約を結んでいる。小売業者 B 社及び C 社は、前期(令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)において、製品 X をそれぞれ 6,300 個及び 5,500 個仕入れていた。令和 7 年 4 月 1 日に B 社及び C 社は、B 社を存続法人とする合併をした。合併後の B 社は、A 社との上記契約内容の見直しは行わず、引き続き上記契約に基づき製品 X の仕入れを行い、当期(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)において製品 X を計 11,000 個仕入れた。A 社は、製品 X を小売業者に引き渡した都度収益計上しているところ、その収益計上金額については、過去における小売業者との取引実績を踏まえ、値引きを見込んだ金額としており、当期の B 社との取引についても、B 社と被合併法人 C 社との前期の取引実績合計を踏まえ、値引きを見込んだ金額で収益計上し、当期の決算における収益計上額は計 990,000 円であった。この場合において、A 社の当期における B 社に対する製品 X の販売に係る益金の額に算入することとなる金額について、その法的な理由も含めて答えなさい。なお、契約内容や金額算定の根拠を示した書類等の保存等は適正に行われているものとする。

問 2 (20 点)

次の(1)及び(2)の間に答えなさい

- (1) 内国法人である D 社、E 社及び F 社には、次の①及び②の関係がある。この度、E 社は、F 社に対して 1,000,000 円の寄附金を支出した。この場合において、各社の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額又は益金の額に算入することとなる金額、利益積立金額の増減額及び各社の有する株式の帳簿価額の増減額について、その法的な理由も含めて答えなさい。
- ① E 社は、その発行済株式総数の 90 %を D 社に保有され、残りの 10 %を F 社に保有されている。
- ② F 社は、その発行済株式総数の 90 %を D 社に保有され、残りの 10 %を E 社に保有されている。
- (2) 一般社団法人である G 協会(年 1 回 3 月末決算法人。法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人には該当しない。)は、出版業を営んでいるが、当期(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)において得意先である作家を慰安するために旅行に招待し、その旅行費用(接待飲食費はない。)として 2,000,000 円を支出し、当期の決算において同額を費用計上した。この場合において、G 協会の当期における当該旅行費用に係る交際費等の課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。なお、G 協会の当期末における貸借対照表には、総資産の帳簿価額として 1,000,000,000 円、総負債の帳簿価額として 700,000,000 円、当期の利益の額として 20,000,000 円が計上されている。また、処理方法が複数ある場

合には、納税者が最も有利になる方法を選択すること。

問3 (20点)

次の【資料】に基づき、内国法人であるP社(資本金10,000,000円。年1回3月末決算法人。設立以来每期継続して青色申告書を提出。)の当期(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の課税所得の算出における未処理欠損金及び資産の譲渡損失に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由も含めて答えなさい。

【資料】

- ① P社は、令和3年4月1日に設立された法人であり、P社株式は、同日から継続して個人甲が100%保有している。
- ② 内国法人であるS社(年1回3月末決算法人。設立以来每期継続して青色申告書を提出。)は、個人乙(個人甲との間に親族関係はない。)の全額出資により令和元年7月1日に設立されたが、個人乙が令和3年7月1日にその保有するS社株式の全部をP社に譲渡したことにより、S社株式は、同日から継続してP社が100%保有することとなった。なお、令和3年3月31日時点でS社の保有する資産又は負債について時価評価は行われていない。
- ③ P社は、令和7年4月1日を効力発生日として、S社を被合併法人とする合併を行うこととした。なお、当該合併に際して、合併対価の交付は行われていない。当該合併の直前においてP社とS社の事業規模には大きな開きがあり、また、当該合併を機にS社の役員はいずれも退任することから、共同で事業を行うための合併には該当しない。
- ④ S社の設立第1期(令和元年7月1日～令和2年3月31日)は欠損であり、その後のS社の各事業年度の所得金額の計算において控除できていない当該設立第1期の未処理欠損金額が100,000,000円ある。なお、P社は、設立以来、有所得である。
- ⑤ S社は、土地を令和2年7月1日に50,000,000円で取得したが、周辺商業施設の撤退等もあり、当該土地の時価は次のとおり値下がりしていた。S社は当該土地を継続保有し、評価換えもしていなかったが、合併により当該土地を引き継いだP社は、令和8年3月1日に時価相当額によりP社とは資本関係のない第三者に売却した。

日付	令和3年4月1日	令和3年7月1日	令和7年4月1日	令和8年3月1日
時価	35,000,000円	35,000,000円	32,000,000円	30,000,000円

〔第二問〕 — 50 点 —

当社は、食品の製造業を営む 3 月末決算の内国法人の株式会社(資本金 30,000,000 円、発行済株式 10,000 株、従業員 120 名)であり、設立以来毎期継続して青色申告書を提出している。また、当社は、中小企業関係租税特別措置の適用が受けられないこととなる租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者該当しない。当社の当期(令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)の法人税の課税関係につき、次の(1)及び(2)に答えなさい。

なお、所定の書類の提出(確定申告を含む。)及び保存は適正に行われるものとし、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利になる方法を選択すること。

- (1) 次の【資料 2】～【資料 5】に基づき、税務上調整すべき金額(加算・減算の別)及びその計算過程を、答案用紙の該当欄にそれぞれ答えなさい。その上で、【資料 1】を考慮しながら別表五(一)の利益積立金額の計算に関する明細書(一部抜粋)を完成させなさい。なお、解答用紙における利益積立金額の計算に関する明細書の区分欄に記載のない項目については、適宜記載すること。
- (2) 租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 に規定する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業向け賃上げ促進税制)の当期控除額及び翌期における繰越税額控除限度超過額について、次の【資料 5】及び【資料 6】に基づき、計算過程を示して答えなさい。

【資料 1】 当期における定時株主総会の資料の一部

株主資本等変動計算書

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金			
		利益準備金	その他利益剰余金		
			圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	30,000,000	12,000,000		266,854,223	308,854,223
当期変動額					
剰余金の配当		500,000		△ 5,500,000	△ 5,000,000
圧縮積立金			40,000,000	△ 40,000,000	0
当期純利益				58,500,000	58,500,000
当期変動額合計		500,000	40,000,000	13,000,000	53,500,000
当期末残高	30,000,000	12,500,000	40,000,000	279,854,223	362,354,223

【資料 2】 災害に関する資料

- (1) 当社は、令和 6 年 5 月の火災により次の資産が滅失したものの、前期中にこれらの損失に係る保険金額が確定しなかったため、次の資産の被災直前の帳簿価額を災害未決算として、他に要することとなった滅失経費とともに仮払経理した。当期に次の保険金額が確定し、支払を受けたため、当該保険金額を収益計上するとともに、災害未決算を全額取り崩して損金経理した。

滅失資産	被災直前帳簿価額	保険金額	備考
建物 A	28,600,000 円	50,000,000 円	食品加工用の工場で金属造の建物に該当する。
機械装置 B	12,986,000 円	25,000,000 円	食料品製造業用設備に該当する。

- (2) (1)の滅失経費は次のとおりである。

- ① 建物 A の撤去費用 5,000,000 円 ② 機械装置 B の撤去費用 800,000 円
 ③ 焼け跡の整理費用 2,265,000 円

- (3) 前期において建設又は取得し、事業の用に供した代替資産及び当該代替資産につき当期において損金経理した減価償却費等については、次のとおりである。

代替資産	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	期末帳簿価額	法定耐用年数
建物 C	60,000,000 円	59,470,000 円	3,180,000 円	56,290,000 円	19 年
機械装置 D	42,000,000 円	41,415,500 円	7,000,000 円	34,415,500 円	12 年

- (4) 建物 A は、不採算部門に属する工場であったことから、今回の火災を機に閉鎖することとした。代わりに当社の課題であった物流部門を強化するため、生産部門とは独立した物流センターである建物 C (倉庫用の建物で金属造のものに該当)を建設し、完成後令和 7 年 2 月より事業の用に供している。
- (5) 機械装置 D (倉庫業用設備に該当)は、令和 7 年 3 月に事業の用に供された労働環境の改善に資する無人配送機器であり、租税特別措置法第 42 条の 6 第 1 項に規定する特定機械装置等に該当する。当社は、同項の規定の適用に代えて同法第 52 条の 3 に規定する特別償却準備金として 13,000,000 円(積立限度超過額 400,000 円を含む。)を前期の決算において損金経理の方法により積み立てており、当期末において同額が計上されたままである。なお、機械装置 B とは設備の種類が異なり、類似するものではない。
- (6) 法人税法第 47 条の規定の適用を受けるため、当期の確定した決算において建物 C につき圧縮積立金 30,000,000 円を、機械装置 D につき圧縮積立金 10,000,000 円を積み立てた。
- (7) 当社は、減価償却資産の償却方法の選定についての届出をしていない。また、減価償却資産である上記(3)の代替資産に用いられる償却率等は、次のとおりである。

耐用年数	定額法の償却率	定率法の償却率	改定償却率	保証率
12 年	0.084	0.167	0.200	0.05566
19 年	0.053	0.105	0.112	0.03693

【資料 3】 交換に関する資料

- (1) 当社は、新製品の製造ラインを拡大するため、令和 7 年 6 月に甲社の有する土地 E 及びその上に存する建物 F (次の表の交換取得資産) と、当社の有する土地 G、その上に存する建物 H 及び交換差金となる現金 (次の表の交換譲渡資産) を交換した。

なお、これらの資産はいずれも当社及び甲社において 1 年以上有していたものであり、交換のために取得したものではない。

種類	交換取得資産		交換譲渡資産		
	土地 E	建物 F	土地 G	建物 H	現金
交換時の時価	68,800,000 円	15,200,000 円	65,000,000 円	16,000,000 円	3,000,000 円
交換直前帳簿価額	73,000,000 円	9,425,335 円	32,000,000 円	9,000,000 円	

- (2) 当社は、取得した土地 E を譲渡した土地 G の譲渡直前の用途と同一の用途に供している。
- (3) 当社は、交換における購入手数料 1,008,000 円 (うち土地 E に係るもの 825,600 円、建物 F に係るもの 182,400 円) 及び仲介手数料 972,000 円 (うち土地 G に係るもの 780,000 円、建物 H に係るもの 192,000 円) を不動産業者に支払い、当期の費用として損金経理した。
- (4) 建物 F (金属造・法定耐用年数 31 年) は、甲社において 14 年間使用された工場であり、当社は、建物 F を取得後、直ちに改修工事を行い、令和 8 年 1 月より工場用建物として事業の用に供している。なお、改修工事に要した費用 7,000,000 円については当期の修繕費として損金経理した。
- (5) 当社は、建物 H (鉄筋コンクリート造・法定耐用年数 47 年) を居住用の社宅として事業の用に供していた。
- (6) 当社は、交換取得資産の時価の合計額から、交換譲渡資産である土地 G 及び建物 H の交換直前帳簿価額の合計額を控除した金額を固定資産売却益として収益計上するとともに、交換差金として交付した現金 3,000,000 円については当期の費用として損金経理した。
- (7) 当社は、土地 E につき 36,800,000 円、建物 F につき 6,000,000 円を固定資産圧縮損として損金経理により当期においてそれぞれ帳簿価額から減額した。
- (8) 当社は、建物 F の減価償却費として 1,800,000 円を当期において損金経理した。なお、建物 F の再取得価額は 55,000,000 円であり、当社において事業の用に供した時以後の使用可能期間を見積もることは困難である。

◆平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された減価償却資産の定額法の償却率

耐用年数	17 年	19 年	20 年	21 年	31 年
償却率	0.059	0.053	0.050	0.048	0.033

【資料 4】 租税公課等に関する資料

- (1) 前期の決算は赤字であったため、前期の確定申告において住民税の納付見込額 52,500 円を未払法人税等として費用計上し、当期に同額を納付して当該未払法人税等を全額取り崩した。
- (2) 当期中に還付された所得税額等 824,865 円については、雑収入として収益計上した。
- (3) 前期の中間申告により納付し、仮払金経理した法人税、地方法人税、住民税及び事業税のうち、還付見込額 7,924,500 円については、前期の決算において未収法人税等に振り替えた。当期において同額が入金され、当該未収法人税等を全額消却した。内訳は、法人税及び地方法人税 5,101,900 円、住民税 430,900 円、事業税 2,391,700 円である。なお、当該還付にかかる還付加算金については適正に処理している。
- (4) 前期の確定申告書の提出と同時に提出した欠損金の繰戻しによる還付請求書に基づき、当期において法人税及び地方法人税 1,282,499 円が還付され、雑収入として収益計上した。
- (5) 当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、住民税及び事業税の納付見込額 13,736,700 円については、未払法人税等として費用計上した。

【資料 5】 株主・役員・給与に関する資料

- (1) 当社の当期における株主、役員及び役員と特殊関係にある使用人並びにそれらの株式保有数は次のとおりである。

氏名	役職名	続柄	株式保有数
I 氏	代表取締役社長	—	4,000 株
J 氏	常務取締役	—	3,000 株
K 氏	取締役経理部長	I 氏の配偶者	500 株
L 氏	取締役工場長	J 氏の長男	500 株
M 氏	監査役	I 氏の友人	2,000 株
N 氏	アルバイト	I 氏の長男	—
合計	—	—	10,000 株

- (2) 当社が当期の給与として損金経理した金額は、次のとおりである。

氏名	役員定期給与	役員賞与	使用人給与	使用人賞与
I 氏	18,000,000 円	5,000,000 円	—	—
J 氏	15,600,000 円	3,500,000 円	—	—
K 氏	8,400,000 円	—	6,000,000 円	2,000,000 円
L 氏	3,960,000 円	—	7,200,000 円	2,500,000 円
M 氏	2,760,000 円	—	—	—
N 氏	—	—	2,520,000 円	—
その他の使用人	—	—	361,600,000 円	63,000,000 円

- (3) 当社は、定款において役員給与に対する1事業年度における総支給限度額を定めており、取締役については55,000,000円、監査役については3,000,000円を限度とし、これらの中には使用人兼務役員の使用人分については含まれないこととしている。また、役員定期給与は、毎月20日に同額を支給した金額の合計額であり、役員定期給与及び役員賞与として支給した金額は、M氏を除き税務上の適正額(以下「適正額」という。)と認められる。
- (4) 役員賞与について、法定期限内に提出した事前確定届出給与に関する届出書に記載された者はI氏及びJ氏のみであり、そこに記載された届出額と実際の支給額は次のとおりである。

支給日	I氏		J氏	
	届出額	支給額	届出額	支給額
令和7年8月15日	2,000,000円	2,000,000円	1,500,000円	1,500,000円
令和7年11月8日	3,000,000円	3,000,000円	1,500,000円	2,000,000円

- (5) K氏及びL氏は、使用人としての職制上の地位を有し、かつ常時使用人としての職務に従事しており、使用人給与及び使用人賞与として支給した金額は、適正額と認められる。また、使用人給与は毎月20日に同額を支給した金額の合計額であり、使用人賞与は令和7年8月と11月に支給したものの合計額で、その他の使用人とは支給時期が異なり、未払経理したものはない。
- (6) M氏は非常勤監査役であり、適正額は1,200,000円である。
- (7) N氏はアルバイトであり、N氏と同様の業務に従事している他のアルバイトの給与と比較した場合の適正額は600,000円である。
- (8) その他の使用人に係る使用人賞与のうち、13,300,000円については未払経理した決算賞与が含まれている。当社の就業規則に決算賞与を支給する定めはないが、今期は業績が大幅に回復したことから支給することとした。この決算賞与については、令和8年3月末日に支給者全員に通知して、翌月10日に通知者全員に支給した。なお、同規則において賞与の支給対象者は、支給日に在籍した者に限る旨の規定が設けられている。

【資料6】 中小企業向け賃上げ促進税制に関する資料

- (1) 使用人は全て国内の事業所に勤務する雇用者であり、使用人給与及び使用人賞与は全て賃金台帳に記載されている。
- (2) 当期の雇用安定助成金額は950,000円(前期は450,000円)であり、キャリアアップ助成金(給与等を補填するもの)は2,700,000円であった。
- (3) 当期における教育訓練費の損金算入額は3,500,000円(前期は3,000,000円)であり、これらの金額は、全てその他の使用人に対するものである。
- (4) 当社は、当期において次世代育成支援対策推進法第13条の認定(くるみん認定)を受けている。
- (5) 比較雇用者給与等支給額(雇用安定助成金額控除前)は、400,000,000円である。

- (6) 当社の当期の調整前法人税額(別表一 各事業年度の所得に係る申告書の(2)の欄の金額)は、
10,641,472 円である。

